

厚生労働省岩手労働局発表
令和5年12月4日(月)

【照会先】

岩手労働局労働基準部賃金室
室長 境澤 淳
室長補佐 五十嵐 由佳子
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます

～ 令和5年12月30日から新しい最低賃金額が適用されます ～

岩手労働局(局長 ^{あわむら} 栗村 ^{かつゆき} 勝行)は、下記の4産業に係る岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について、令和5年11月30日付けで官報公示を行いました。

これにより、下記の4産業について、令和5年12月30日(土)から新しい最低賃金額が適用されます。

なお、全産業のすべての労働者に適用される「岩手県最低賃金」(時間額 893円)は、令和5年10月4日に改正発効されています。

記

【改正決定】

- 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
時間額 949円 (現行908円)
- 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
時間額 925円 (現行886円)
(R5.10.4～12.29は、岩手県最低賃金893円が適用されます。)
- 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額 917円 (現行877円)
(R5.10.4～12.29は、岩手県最低賃金893円が適用されます。)
- 岩手県自動車小売業最低賃金
時間額 945円 (現行903円)

【据置き】

- 岩手県各種商品小売業最低賃金は、平成28年12月11日に767円に改正されて以来、据置きとなっています。
- 岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっています。
- 当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金893円が適用されます。